

法律業務の国際化

1 グローバル化と弁護士の役割

近時の国際社会においては、トランプ大統領就任後の関税を含む通商政策による日本企業への影響、米中摩擦の過熱化による取引規制、ロシアによるウクライナ侵攻の影響、そして供給網の再編成といった事象が重なり、企業活動と個人の権利関係は国境を越えて揺さぶられた。とりわけ、個人の権利関係としては、トランプ政権期における就労ビザ審査の厳格化や特定国からの入国制限により、海外赴任予定者や現地で働く人材の居住・就労の安定性が損なわれた事例が典型である。弁護士は、依頼者の利益を守りつつ、国際的な法秩序の安定に寄与する使命を、これまで以上に意識せざるを得ない状況にある。

また、2023(令和5)年5月には、日本で新型コロナウィルス感染症が5類感染症に指定され、渡航制限が解禁され、徐々に人の移動が増え、現在では、新型コロナウィルス感染症の流行前の水準を超える状況になっている。今後もそのような傾向は継続するとみられ、インバウンド・アウトバウンドの経済活動に対する法的支援の必要性は高まってくると見込まれる。また、企業の海外展開の復調や、中国における反日感情の高まりなどにより、国際的な紛争の件数も増えており、そういった紛争の場面において我々弁護士の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

2 国際紛争解決

アジアにおける主要仲裁機関、すなわちシンガポール国際仲裁センター(SIAC)や香港国際仲裁センター(HKIAC)は近年申立件数を急増させており、国際的な紛争の受け皿となっている。いずれも、英語を使用可能な英米法の国であり、第三国仲裁機関として利用されていた経緯があるため、取扱件数が増えているということには合理的な理由がある。しかしながら、上記理由が当てはまらないベトナム国際仲裁センター(VIAC)(2023(令和5)年の取扱件数は424件となっており、コロナ前の2019(令和元)年の取扱件数274件から155%の増加)においても取扱件数が急増している。また、取扱件数自体は増えていないものの、隣国の大韓民国の韓国商事仲裁委員会(KCAB)においても、取扱件数は、2024(令和6)年の国際仲裁事件は48件となっている。これに対し、日本商事仲裁協会(JCAA)の件数は依然として年間十数件規模にとどまり、規模面での差は歴然としている。仲裁機関の選択については、契約書の作成段階で合意がされることから、日本の弁護士として主たる依頼者である日本企業の利益により資するよう契約書作成段階から日本の弁護士が関与をして、JCAAの取り扱い件数が増えるよう活動していくことも重要と考える。

さらに、国際調停の実効性が注目され、国際仲裁と国際調停の連携・相互利用が世界的に進められ、2018(平成30)年12月に「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」(いわゆる「調停に関するシンガポール条約」)が採択され、2023(令和5)年4月には、調停に関するシンガポール条約の実施に関する法律が成立し、同条約は2024(令和6)年4月に我が国で発効した。同条約の締約国は依然として十数か国に留まり、制度として発展途上にあるが、国際仲裁については費用や時間の負担が過大であるとの指摘との批判も見られるところであり、国際調停を含めたADRの活用への関心が近年高まっている。このような国際的動向を踏まえ、今後、同条約の利点が広く認識され、締約に向けた動きが進むことになれば、幅広い和解合意について同条約が活用される可能性がある。したがって、同条約に関する動向や実施法の運用は、日本企業を顧客とする我々弁護士にとっても、今後注視すべき対象となる。

3 ビジネスにおける国際的人権問題

国際的ビジネス法務の領域では、従前は人権に関する議論がされることとは多くはなかったものの、近時は、欧州を中心に企業に人権デュー・ディリジェンスを課す立法が進展し、日本においても法律ではないが、2022(令和4)年にサプライチェーンにおける人権尊重ガイドラインが策定された。2024(令和6)年7月にはEUで企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令が発効し、欧州に進出している日本企業においては適切な対応の必要性があり、欧州での議論や規制動向を把握しつつ、日本におけるガイドラインにも目配りをする必要がある。この分野では海外での海外の動きが先行しており、日本の対応は後追い状態となっていることから、海外の法令へ対応を念頭に置くことで日本の政策にも一定程度の対応は可能である。もっとも、日本独自の対応が求められることもあり、海外の規制対応に対する支援をするとともに日本の実態に即した対応を助言することも日本の弁護士にとって重要な業務となる。また、この分野は欧州に進出している日本企業だけでは

なく、欧州企業との取引のある日本企業、そのサプライチェーンに組み込まれている日本企業にも影響が及び、日本の中小企業にとっても他人ごとではない。国際業務を取り扱う弁護士に限らず、企業法務を扱う多数の弁護士がその理解を要求される分野となっている。

4 国際通商問題

米国におけるいわゆる「トランプ関税」政策は、対中輸入品への追加関税のみならず、鉄鋼・アルミなど日本を含む各国に影響を与えた。企業は突然の関税強化に直面し、契約条件の見直しや価格調整をめぐる紛争に巻き込まれる例が少なくない。また、例えば、米中間の関係により、中国への輸出にあたり、アメリカの輸出規制が適用される可能性が広範になった。米国を主な市場としている企業においては、中国への輸出をする際には、注意が必要であるが、そのような情報は必ずしも日本企業、特に中小企業には届いていないという現実がある。また、中国との取引がある場合に、アメリカの規制をもとに契約を終了するといった条項を定める場合、中国の法令違反を惹起する可能性があり、企業としていずれの市場を重視し、法的リスクを回避するか悩ましい問題であり、弁護士としても依頼者の利益のためにアドバイスすべき重要な分野といえる。また、こうした政策的リスクは、「貿易規制・関税変動リスク条項」を組み込む必要性を顕在化させた。弁護士は、取引の国際的枠組みを踏まえた契約設計を行い、紛争が発生した場合には仲裁を含む国際的解決手段を示すことが求められている。

5 国際的ハーモナイゼーション

国際的なデータ保護規制・デジタル経済に関連する法務の需要が高まっている。欧州のGDPRが2016（平成28）年4月に成立し、その施行がされた2018（平成30）年5月から、5年以上が経過した。GDPRを皮切りに、中国、ASEAN諸国における個人情報保護法制が整備され、2023（令和5）年には、インドにおいて、デジタル個人情報保護法が制定され、日本企業が進出する主要なアジアの各国において個人情報保護に関する法律が整備された。個人情報保護に関する国際的な潮流はあるものの、各国においての規制は異なっており、日本企業は海外展開のたびに各国の規制適合性を検討せざるを得ない。

AI・ブロックチェーンなどの新技術は、著作権や特許の国際的紛争を惹起しつつあり、弁護士は国際的ネットワークを通じた情報収集と制度理解を欠かすことができない。

従前は国内業務のみに対応してきた会員においても、例えば、海外のサプライチェーンに組み込まれている日本企業においては人権デュー・ディリジェンスへの対応が必要になるなど、国際的な法規制の変化への対応が不可避となっている。弁護士会としては、多くの会員に対して、このような問題意識の周知に努め、各会員が国際的素養を涵養し、依頼者と社会に最良の法的サービスを提供できるよう、教育研修・情報共有・国際連携の充実を引き続き図ることが強く求められている。

以上